

松平定信による盛岡藩領内の古鎧調査

齋藤里香

はじめに

白河藩主・松平定信（一七五八～一八二九）は、老中時代に寛政の改革を行ったことで知られている。老中退任後は白河藩の藩政に専念し、名君とうたわれた。一方、定信は学問を好み、文学や芸術を愛する文化人であった。絵を描き、歌を詠み、多くの著作を残している。「ふるきもの」すなわち古い書画や工芸品など今でいう文化財への関心も高く、古物を見、写し、集めることにも熱心だった。

定信は自身が旅の途中で古物を探るほか、家臣を全国各地に派遣し、社寺や諸家に伝わる古物を調べ、写し取らせた。全八十五冊からなる文化財図録『集古十種』（一七八〇年序）の編纂・出版は、それまでの文化財調査の集大成といえる。

定信は盛岡藩領内にある古鎧にも関心を持ち、その絵図を欲した。この依頼に応え、文化三年（一八〇六）、盛岡藩では櫛引八幡宮と八戸弥六郎家（遠野南部家）に所蔵される古鎧の絵図を作成した。しかし、それでは満足できなかったのか、翌文化四年（一八〇七）、定信は白河藩士・田井仲（諱・元陳 生没年不詳）と絵師・大野文泉（後に巨野泉祐 一七七四～一八三七）を現地に派遣し、古鎧を摸写させた。本稿では、この古鎧調査の顛末を種々の記録類から明らかにしていきたい。

一 松平定信が盛岡藩領内の古鎧絵図を所望

（一） 松平定信からの依頼と盛岡藩の対応

盛岡藩「御用人所雑書」（もりおか歴史文化館蔵）には、松平越中守こと定信から、盛岡藩領内にある「古代之鎧」の写が見たいとの依頼があったことが記されている（写真1）。

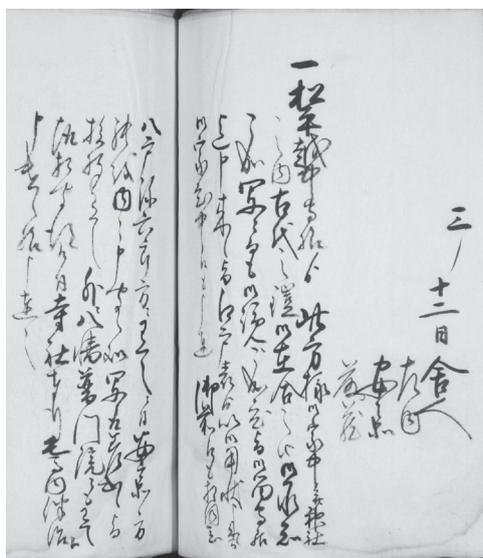


写真1 盛岡藩「御用人所雑書」
文化3年（1806）3月12日条
もりおか歴史文化館蔵

一、松平越中守様より 此方様御家中、并神社之内、古代之鎧御在合之由御承知被成、写にても御覽被成度旨、御留守居迄申来候旨、江戸表より以御用状申来候間、御家老中へも申達、御前へも相伺置、八戸弥六郎方に有之に付、安兵衛方罷越、内々申聞候処、写取差出候旨挨拶有之、外に八幡普門院にも有之趣相聞得候付、寺社奉行毛馬内伴治へ申遣候様申達之

盛岡藩「御用人所雑書」
文化三年三月十二日（一八〇六）

三月十二日 舎人

左内

安兵衛

藤蔵

（もりおか歴史文化館蔵）

これによれば、松平定信が盛岡南部家の家中並びに領内の神社の内に古代の鎧が所蔵されていることを知り、写を見たいとの意向を盛岡藩の江戸留守居まで伝えてきた旨、江戸から盛岡へ御用状で知らせて来たので、家老たちへも知らせ、御前（盛岡藩主・南部利敬）にも伺っておいた。八戸弥六郎方（遠野南部家）にあるので、（御用人・中野）安兵衛が罷り越し、内々聞いたところ、写し取って差し出すとの挨拶であった。外に八幡普門院（櫛引八幡宮別当）にもあるとのことなので、寺社奉行・毛馬内伴治へ連絡するよう伝えたという。

八戸弥六郎方の古鎧は後醍醐天皇ご着用ともいわれ、「八戸家伝記」にみえる五代南部政長が後村上天皇より拝領と伝える由緒あるもので、当時は「黒札花色威胴丸之鎧」と呼ばれていた。現在は「紺糸威胴丸 兜・大袖付」として国の重要文化財（以下、重文）に指定され、財団法人林原美術館の所蔵となっている（写真2）。八戸氏は南部氏の一族で、もと八戸の根城を本拠とし、江戸時代に遠野に移った。八戸弥六郎（怡顔 一七五一〜一八一七）は遠野南部家の当主で、盛岡藩の重臣である。八幡普門院の古鎧はすなわち、櫛引八幡宮所蔵の古鎧である。国宝「赤糸威鎧

兜・大袖付」（写真3）、国宝「白糸威袴取鎧 兜・大袖付」（写真4）、重文「紫糸威肩白浅黄鎧 兜・大袖付」（写真5）、重文「兜 浅黄威肩赤大袖二枚付」（写真6）、重文「白糸威肩赤胴丸 兜・大袖付」（写真7）が該当するであろう。青森県八戸市にある櫛引八幡宮は、南部領の総鎮守・南部一之宮として崇敬を集めて来た。櫛引八幡宮の社地は盛岡藩領で、寛文四年（一六六四）に八戸藩が成立した後も盛岡藩の飛び地として残された。「赤糸威鎧」は一説に盛岡（三戸）南部家の奉納と伝えられ、「白糸威袴取鎧」は「八戸家伝記」にみえる根城（遠野）南部家七代信光が後村上天皇から拝領し、十代光経が奉納した鎧と伝えられる。

松平定信は、盛岡藩領内にあるこれらの古鎧について、写し絵図なりとも取り寄せて見たいと考えた訳である。小林めぐみ氏は、定信は古物の消失を恐れ、それに備えること、古物から昔の制を学ぶことを目的として情報収集を行い、情報の伝達・保存の手段として、画を選んだことを指摘されている。『集古十種』に収録された古物の中には、定信家臣らの実地調査によらず、模本から下絵を起こしたものがあり、春

日大社の鎧もその一例という⁽²⁾。『集古十種』出版後も調査が続けられ、後編の企てもあったというから、今回の依頼もその一環であったろう。

（二）八戸弥六郎家（遠野南部家）の古鎧の絵図①

「御用人所雑書」の記述からもわかるように、八戸弥六郎家所蔵の古鎧は八戸家で写し取り差し出すことになった。この件については、藤田俊雄氏によつて遠野南部家文書（根城南部家文書 南部光徹氏蔵）の記録が紹介されており⁽³⁾、関係資料は『青森県史 資料編 中世1』に翻刻されている⁽⁴⁾。

〔遠野南部家文書 史料一〕

松平越中守様古代之鎧写被成御覽度、其旨御留守居より桜田御屋敷御留守居迄文化二年七月之頃申来候処、何角及延引、同三年三月十一日、此方所持之鎧も計附書上候様、御用人一統達之趣にて御用人中野安兵衛殿入来之上申聞候間、古代之鎧と有之候得は

後村上帝より拝戴之鎧書上可申哉及挨拶候得は、左様可致挨拶にて、同年四月八日安兵衛殿相招書上差出候、鎧之計付并絵図、右鎧之由緒覚書共に安兵衛殿望に付差出候扣、覚書一通、鎧計附一通、絵図五枚

但 由緒覚書は

天量院様御代中、鎧被遊御覽候御書上候家系伝記之写到候

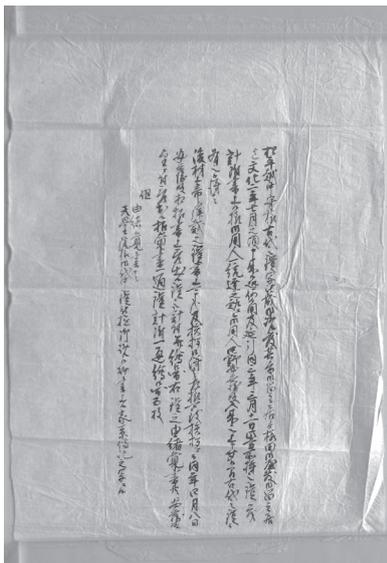


写真8 遠野南部家文書〔史料一〕
南部光徹氏蔵



写真4 白糸威裊取鎧 兜・大袖付
国宝
南北朝時代 14世紀
櫛引八幡宮蔵



写真3 赤糸威鎧 兜・大袖付
国宝
鎌倉～南北朝時代 14世紀
櫛引八幡宮蔵



写真2 紺糸威胴丸 兜・大袖付
重要文化財
南北朝時代 14世紀
(財) 林原美術館蔵



写真7 白糸威肩赤胴丸 兜・大袖付
重要文化財
室町時代 15世紀
櫛引八幡宮蔵



写真6 兜 浅黄威肩赤大袖二枚付
重要文化財
南北朝～室町時代 14～15世紀
櫛引八幡宮蔵



写真5 紫糸威肩白浅黄鎧 兜・大袖付
重要文化財
南北朝時代 14世紀
櫛引八幡宮蔵

〔史料一〕によれば、松平定信からの依頼は留守居を介して桜田屋敷（盛岡藩江戶上屋敷）留守居まで文化二年七月頃にあったが何かと延引した。文化三年三月十一日に御用人・中野安兵衛が来て、八戸弥六郎家で所持する鑑も書き上げることになったとあるので、先の「御用人所雑書」の記載はその翌日のものである。八戸家では、同年四月八日に安兵衛を招き、「後村上帝より拝戴之鑑」の「計附」並びに「絵図」、「由緒覚書」を差し出した。ただし、「由緒覚書」は天量院様（盛岡藩主・南部利規）が鑑をご覧になった際に書き上げた家系伝記の写とあるから、その外の「計附」と「絵図」は新たに作成したことになる。「計附」は今でいえば文化財調書のようなもので、鑑の特徴や仕様を記した文書である。遠野南部家文書の中には、これら「覚書一通」「鑑測附一通」「絵図五枚」の控とみられるものが残されており（写真9）⁵⁾、一連の経過は「怡顔代 重代鑑松平越中守様御家来田井仲殿参候始終并御賞之事」（以下、「重代鑑之事」）⁶⁾からもうかがい知ることができる。

「重代鑑之事」によれば、松平家からの依頼は七月二十五日付の手紙であった。翌年三月十一日の御用人・中野安兵衛の来意を受け、八戸家では同月二十八日立ちで鑑を遠野城から盛岡の屋敷へ取り寄せた。四月二日から絵師と具足師を招いて写を作成し、七日に写し終わったという。〔史料一〕には、四月八日に安兵衛を招いて鑑の絵図等を差し出したとあるが、残念ながら「御用人所雑書」には記載がない。

（三） 八戸弥六郎家（遠野南部家）の古鑑の絵図②

遠野南部家文書にはさらに、「櫛引八幡宮奉納鑑之絵図 文化二年楽翁公臣」と題された巻物がある（写真10）。内容は八戸家所蔵の「黒札花色威胴丸之鑑」の計測図で、彩色がほどこされている。巻頭には次のとおり前書がある〔史料二〕⁷⁾。

〔遠野南部家文書 史料二〕

遠野御兵具蔵に被差置候御家伝記に相見得候通御由緒有之候御鑑写御覽被成度、文化二年松平越中守様御留守居より桜田御屋敷御留守居迄被仰越候段、盛岡表御用人一統より御達之義、中野安兵衛殿御屋敷え御見舞之上御通達有之候に付、櫛引八幡え御奉納御鑑之絵図并目錄入袋上書之通趣を以写相済候

処、文化四年八月、越中守様御家中田井仲・大野文泉御差下被成候趣共に委細之義は別記に認置

遠野御兵具蔵に置かれている御家伝記に見えると通りの由緒ある鑑の写をご覧になりたいとのことで、文化二年松平越中守様御留守居より桜田屋敷御留守居まで申し出があった。盛岡表の御用人一統よりのお達しにつき、中野安兵衛殿が屋敷へ訪問の上、通達があり、櫛引八幡へ奉納の鑑絵図並びに目錄入り袋の上書のと通りの事情で写しが済んだところ、文化四年八月、越中守様家中の田井仲・大野文泉が派遣されることになった。委細の義は別記に認めておく。という内容。

思うに、この前書にある「櫛引八幡え御奉納御鑑之絵図并目錄入袋上書」というのは、前段で見た遠野南部家文書の〔史料一〕（写真8）を指し、この前書を書いた者は、八戸家の「黒札花色威胴丸之鑑」を櫛引八幡宮へ奉納した鑑と誤解していたのではないだろうか。そう考えると、「黒札花色威胴丸之鑑図」に「櫛引八幡宮奉納鑑之絵図」の題箋があるのも肯ける。「文化二年楽翁公臣」とあるのは、文化二年に楽翁公こと松平定信の家臣が描いたとの意味であろうが、これも事実ではない。文化二年には絵図の依頼があっただけで、盛岡藩で絵図を作成したのは文化三年のことであり、定信の家臣が絵図作成のために派遣されたのは文化四年である。定信が楽翁と号したのは文化九年隠居後のことで、いずれ題箋はそれ以降、前書が書かれたのも恐らくは「黒札花色威胴丸之鑑図」を卷子に仕立てた際と考えられる。

題箋と前書はさておき、「黒札花色威胴丸之鑑図」（写真10）に目を向けると、鑑の絵図に寸法等が記入されている。遠野南部家文書には、この計測図と一組であったとみられる「黒札花色威胴丸之鑑」の調書（計附）がある⁸⁾。「重代鑑之事」によれば、文化三年七月八日に御用人・中野安兵衛から話があり、鑑の絵図作成のため、盛岡藩御小納戸支配の絵師・石川佐助と具足師・岩井章蔵が八戸家に貸し出されることになった。八戸家からは四月八日に「鑑之計附并絵図」等が提出されたが、後述する櫛引八幡の鑑絵図等と同じ形式で改めて作成することになったものであろう。鑑は遠野城内から東善寺に移され、警備の者を配した上、絵図の作成等が行われた。「黒札花色威胴丸之鑑図」と調書は、この時作成されたものの控と考えられる。また、前書〔史料二〕

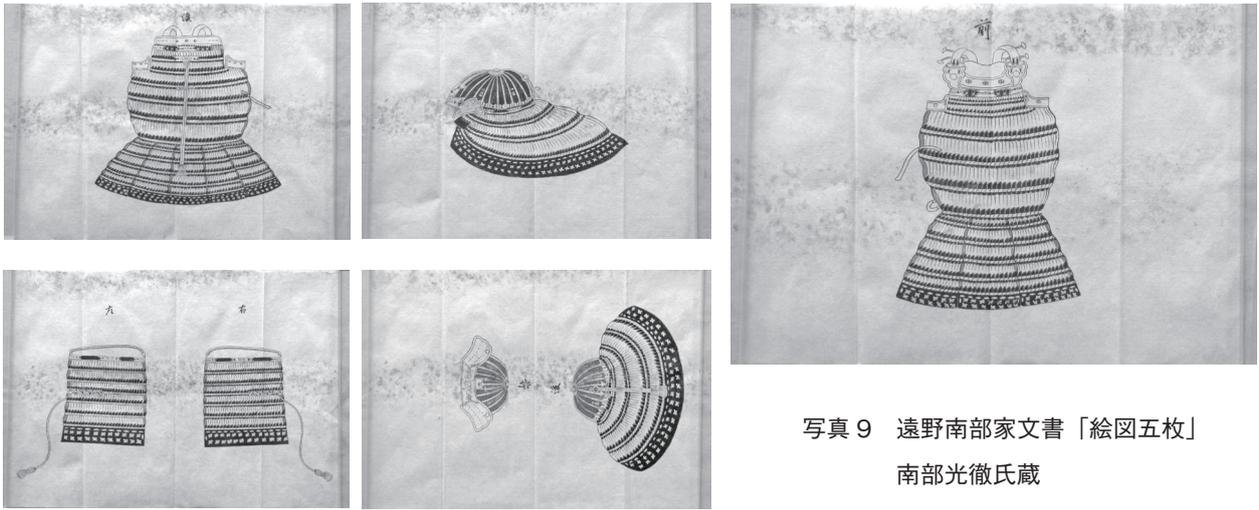


写真9 遠野南部家文書「絵図五枚」
南部光徹氏蔵

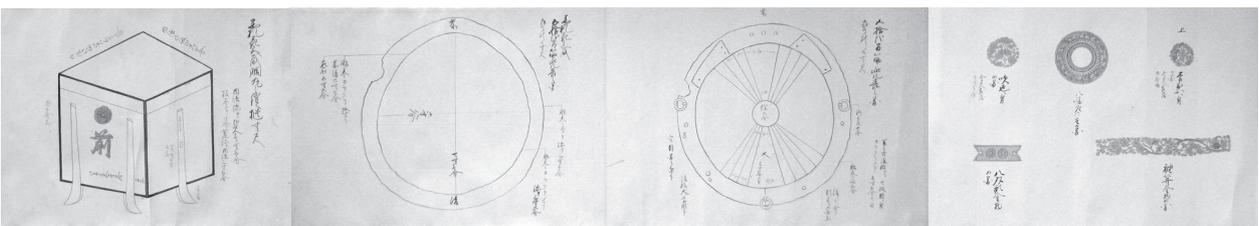
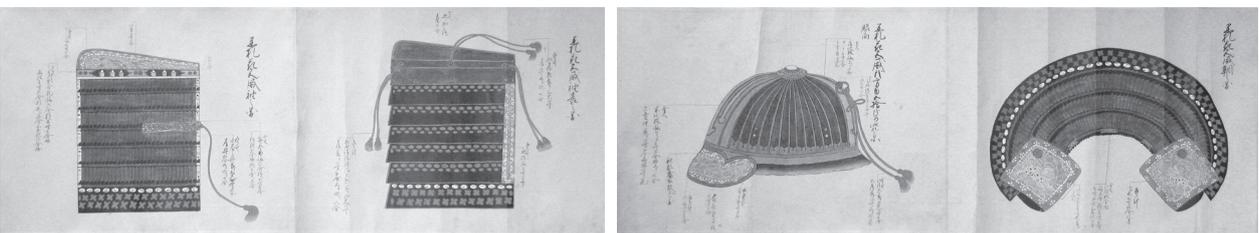
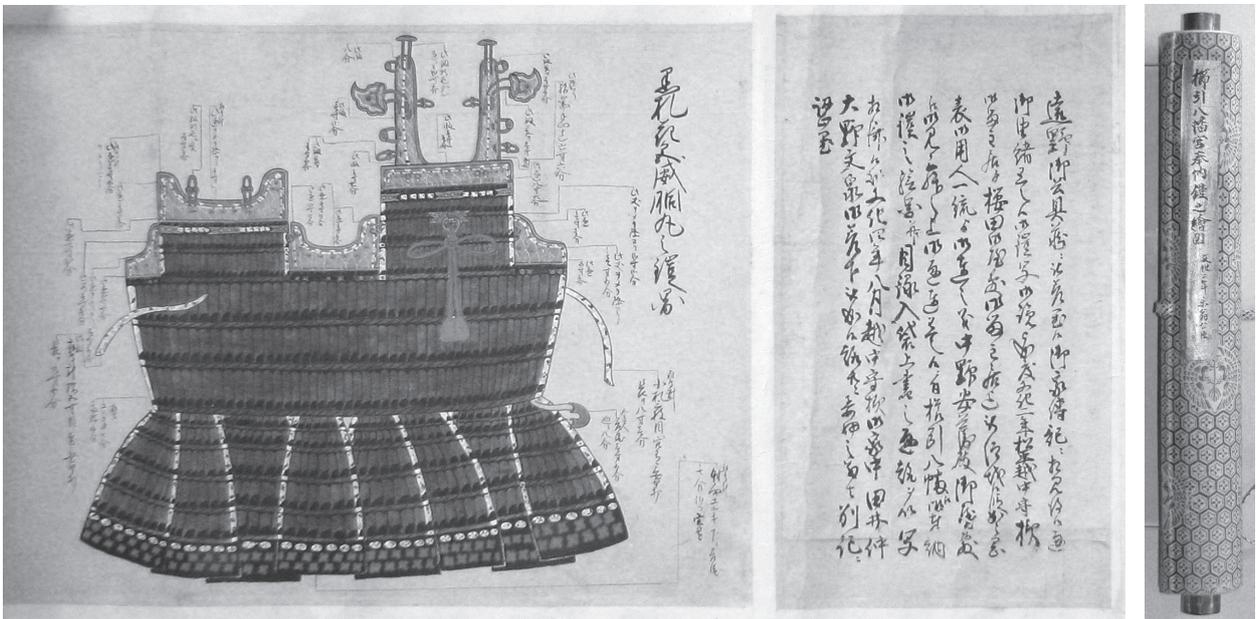


写真10 遠野南部家文書「櫛引八幡宮奉納鎧之絵図」(部分) [史料二]
南部光徹氏蔵

にある「別記」は、「重代鎧之事」を指す可能性が高い。

(四) 櫛引八幡(八幡普門院)の古鎧の絵図

盛岡藩御小納戸支配の絵師・石川佐助(号林流、一七六八―一八三四)と具足師・岩井章蔵(生没年不詳)は、遠野で八戸弥六郎家の古鎧絵図を作成する前に、櫛引八幡(八幡普門院)の古鎧の絵図作成のため現地に派遣されたことが藩の記録にみえる。佐助は代々藩の御用をつとめた石川家の三代目で、狩野派の画風を習得している。岩井章蔵は、花巻具足師・岩井喜惣治の子で、江戸で修業し、細工も良く出来、目利きも巧みであるとのこと、文化元年(一八〇四)に御小納戸支配職人として取り立てられている⁹⁾。兩人とも、力量を見込まれての派遣であろう。「重代鎧之事」によれば、櫛引八幡では三領の鎧を写すのに四十日程かかったという。

盛岡藩「御側雑書」

(もりおか歴史文化館蔵)

文化三年五月二十日(一八〇六)

一、御小納戸支配御具足師 岩井章蔵

御用有之、爰許え罷出候儀申遣候之処、昨日着仕候旨、御小納戸申出之

一、岩井章蔵

御小納戸支配御絵師 石川佐助

御用有之、櫛引八幡え被遣旨、御用人中野安兵衛申聞申渡候段、御小納戸申出之

盛岡藩「御用人所雑書」

(もりおか歴史文化館蔵)

文化三年五月二十五日(一八〇六)

一、金巻歩式朱

御絵師 石川佐助

一、錢五百文

御具足師 岩井章蔵

右は櫛引八幡え御具足絵図認為御用、来る廿八日立被遣候付、為支度代被下之、且往来御賄代、并石川佐助絵具・筆・墨、別代内借之儀、申出次第相渡候様、御勘定頭え断遣之、尤御傳馬切手は寺社奉行より相渡之

一、金巻歩式朱

御具足師 岩井章蔵

右は無身帯に付、別段為御手当被下之、御勘定頭え断遣之

但、往古櫛引八幡え御奉納被差置候御具足絵図、松平越中守様より御所望之儀申来候付、前書兩人差遣、御写取為差登候儀、江戸表え伺之上、右之通取被上

まず、「御側雑書」文化三年(一八〇六)五月二十日条に、御小納戸支配御具足師・岩井章蔵が盛岡に到着したことを伝える記事があり、次いで、同人と同じく御小納戸支配の絵師・石川佐助に対して、御用人・中野安兵衛から櫛引八幡への派遣を申し渡したとの記事がある。岩井章蔵は花巻住居であったため、盛岡に呼び出されたものであろう。御用の内容はこの記事からは伺えないが、櫛引八幡の古鎧の絵図作成のためであったことが「御用人所雑書」文化三年(一八〇六)五月二十五日条に記されている。絵師・石川佐助と具足師・岩井章蔵が櫛引八幡へ具足絵図を認める御用のため、来る五月二十八日に派遣されることになり、支度代を下されたという記事である。無身帯の岩井章蔵には支度代のほかに手当が支給されている。往来の賄い代と石川佐助の絵具代等を内借の儀は申出次第渡すよう云々とあるので、旅費と業務上の必要経費はこれとは別に前渡しされたことがわかる。内借の件と手当の件については勘定頭に断り、伝馬切手は寺社奉行から渡している。最後に、櫛引八幡の具足絵図を松平越中守様(定信)がご所望のため、江戸表へ伺いの上、兩人を派遣して写し取りを江戸へ送るものであるとの但し書がある。

こうして絵師・石川佐助と具足師・岩井章蔵は櫛引八幡へ出立したはずだが、「御用人所雑書」には彼らのその後の動向や作成した絵図については記録がない。唯一、石川佐助が作成した絵図を参考にしたものではないかと推測されるのが、佐助の子の二代林泉筆と見られる「櫛引八幡御神納義家公御鎧図」(もりおか歴史文化館蔵)である(写真11)¹⁰⁾。縦三一・二センチメートル、長さ八五三センチメートルの巻

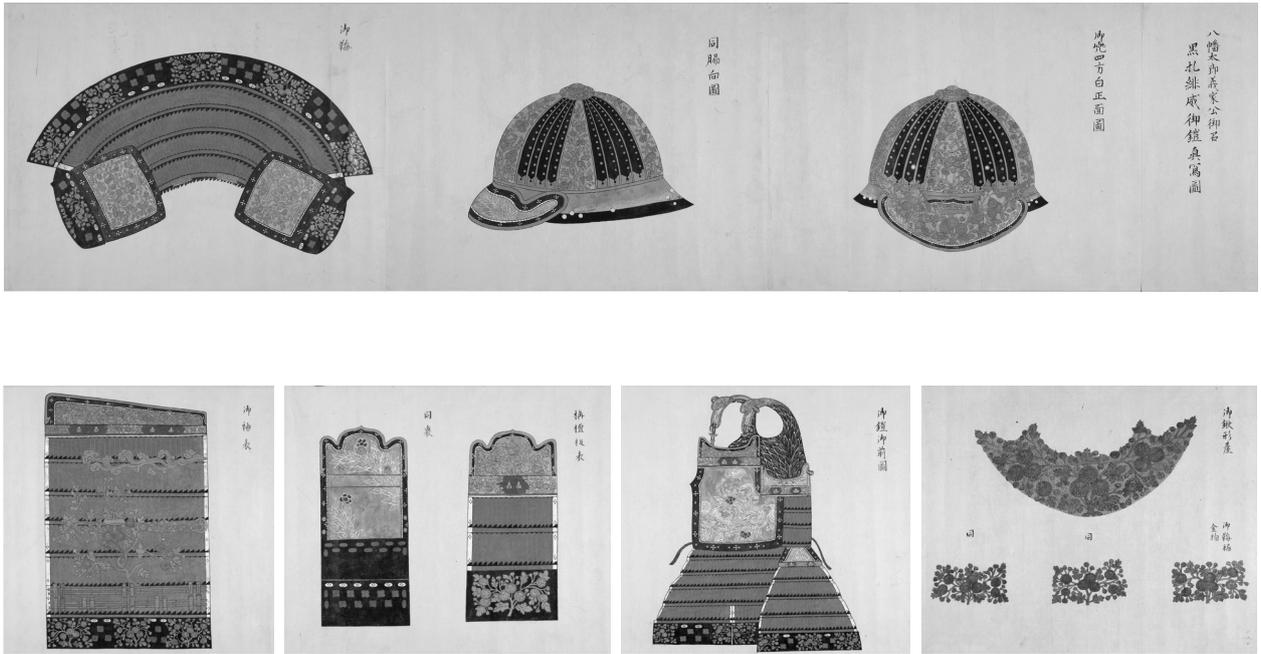


写真11 櫛引八幡御神納義家公御鎧図(部分) 江戸時代
もりおか歴史文化館蔵

物で、彩色がほどこされている。石川家の由緒などを記した「石川文書」(岩手県立図書館蔵)には、二代林泉の控と思われる由緒書があり、これに親佐助が「櫛引八幡御宝物御鎧御絵図」の御用をつとめたこと、私(二代林泉)が「奥より櫛引八幡御宝物御鎧御絵図極粉色にて生写」を仰せつけられたことが記されている。後者がこの巻物にあたると思われる。

巻物は「八幡太郎義家公御召 黒札緋威御鎧真写図」の題名に始まり、以下、兜とその金物、胴と金物、袖と金物の図が順にあらわれる。櫛引八幡宮の国宝「赤糸威鎧」(写真3)である。内容は鎧各部の名称と図のみで、作成の経緯や制作年、作者名等は記されていない。「八幡太郎義家公御召」とあるから、そのような伝承もあったのであろう。各図に付された名称を順に記すと次のとおりである。「御兜四方白正面図」「同脇向図」「御靴」「御鍬形」「御甲四方白 御金物」「八幡坐御金物」「御吹返御金物」「御靴裾金物」「御鍬形基」「御靴裾金物」「御鎧御前図」「御胸板」「御八双金物」「御鎧御後図」「御脇楯下散表」「同裏」「障子ノ板」「御胴後八双金物」「逆板金物」「同總角環」「逆板金物」「下散裾金物」「栴檀板表」「同裏」「鳩尾板表」「同裏」「御袖表」「同裏」。『集古十種』に掲載された春日大社の国宝「赤糸威大鎧(竹虎雀飾)」等と同様、全図と金物、各部の表裏などを詳細に描いている。このことから、松平定信からの依頼に依って盛岡藩が石川佐助に描かせた絵図を参考として本図が描かれたとの想定が許されるものと思う。少なくとも、佐助の下絵が存在したであろうことは想像に難くない。

この巻物が文化四年に田井伸・大野文泉らが調査して作成した絵図の写である可能性もあるが、それを示す資料はない。文化三年に石川佐助と岩井章蔵が櫛引八幡と八戸弥六郎家の鎧を写したことは事実であり、現時点では「櫛引八幡御神納義家公御鎧図」(写真11)、「櫛引八幡宮奉納鎧之絵図(黒札花色威胴丸之鎧図)」(写真10)ともに盛岡藩で作成したものと考えておきたい。

なお、具足師・岩井章蔵については、自身の経歴として文化三年「櫛引八幡御鎧御認被 仰付、御絵師石川佐助同道罷越」と書き上げた資料が紹介されている¹⁾。石川佐助、岩井章蔵両名にとって、このたびの櫛引八幡の鎧絵図作成はそれぞれの経歴の中でも重要な仕事として位置づけられていたことがうかがわれる。

二 松平定信家臣の来訪

松平定信に所望された盛岡藩領内の古鑑絵図は、前述のとおり、御用人所で調製の上、文化三年（一八〇六）中には白河藩の江戸屋敷に送られたと考えられる。しかし、定信はこの絵図に満足できなかったのか、絵図を見、由緒を知ってさらに興味を持ったのか、翌年、古鑑を直接写すために自身の家臣を派遣することとした。白河藩士・田井仲と絵師・大野文泉である。文化四年（一八〇七）に盛岡藩領内の古鑑を写すために来訪した両名については、本件に関連する当事者の記録がある。

まず、大野文泉は、自身の経歴書である「勤功書」（桑名市博物館蔵）が川延安直氏によって紹介されている¹²⁾。これによれば、文泉は文化四年八月、奥州・羽州方面の古社・古寺・古武器・真景の写生等を仰せ付けられ、仙台辺りの古甲冑、中尊寺・毛越寺の古物を写し、仙台気仙浜の奇石を尋ね、それより南部の八戸弥六郎家の前在所へ行って甲冑を写し取り、なおまた櫛引八幡宝物の甲冑数領を写し、南部領から中津軽、外ヶ浜方面へ向かい、認め物等をし、十一月中に帰着。その後、真景の清書をし、翌年には「奥羽真景清写十卷百余相」を認めたという。

文泉は『集古十種』や『古画類聚』のための調査と作画に多く関わっており、「勤功書」の記述から、『集古十種』収載の厳島神社の甲冑も文泉の写生によるものであろうという。絵師として十分な実績を踏まえた上での今回の派遣である。

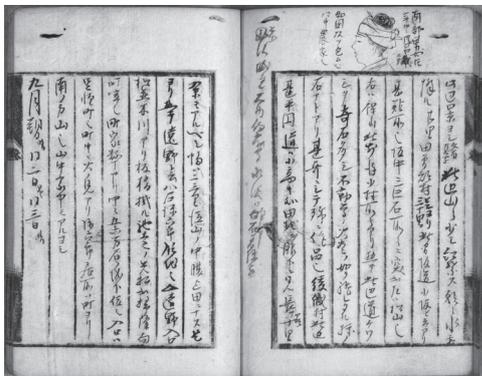
また、田井仲については、本人自筆とみられる旅日記が残っている。東北大学附属図書館狩野文庫所蔵の「懐日記」（写真12）である。この日記の作者は従来、定信に仕えた絵師・谷文晁とされてきた。旅の同行者として文泉が登場するため、その師である文晁が作者とされたものであろうが、日記中にそれを裏付ける証拠はない。一方、日記の巻末近くには「松寓 田井元陳誌」と本文と同筆とみられる署名がある。元陳は仲の実名である。旅の行程が文泉の「勤功書」と一致していること、八戸弥六郎家の記録等で来訪者が田井仲と大野文泉とされることから、作者は文晁ではなく田井仲とみてまず間違いのないと思う。

内山淳一氏は、『集古十種』出版の後、田井元陳と巨野泉祐（大野文泉）を奥羽の果て三厩まで探索させ、甲冑などを写し取らせたとする『楽翁公著述目録』（一八四五

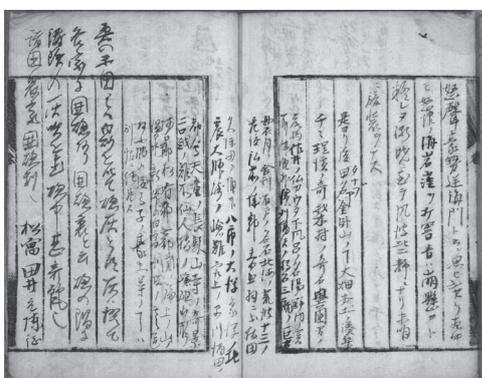
年）中の『集古十種』に関する付記を文泉の「勤功書」の記述並びに「懐日記」と結びつけて紹介されている¹³⁾。岡本茲井撰『感徳録』にも大野文泉を田井元陳に差し添えて奥羽へ行かせたとの記述があるようだ¹⁴⁾。どの資料をとってみても、派遣されたのは田井仲と大野文泉であって、文晁の来訪は確認できないのである。

田井仲は松平定信の側役をつとめ、後に奥御用人に進んだ人で、文事を好み、古画を喜び、横笛に長じ、平曲を愛したという¹⁵⁾。桑名市博物館には田井仲が描いた「松平定信像」とその下絵が所蔵されており、絵の腕もあつたようだ。

前置きが長くなったが、「懐日記」によれば、作者すなわち田井仲は、文化四年（一八〇七）八月一日に江戸を出発し、途中、白河などに逗留。盛岡へは同月二十五日に到着し、二十九日に出発。八戸弥六郎の知行所である遠野へは同月三十日に到着し、九月四日に出発。櫛引八幡のある八幡村へは九月九日に到着し、十八日まで逗留。十九日に出発の予定であったが、蝦夷地（北海道）視察から戻る若年寄・堀田正敦が通行のため差支えがあるとのことで出発を延期し、二十日に八幡を出発した。旅の後半部分の日記は伝わっていないが、「懐日記」の最後にはその後を訪れた地名が記されており、それによれば、下北半島の釜臥山や仏ヶ浦、津軽半島の三厩をまわり、弘前、秋田、酒田、山形などを経て福島に出たようだ。



（八月晦日〜九月三日 遠野の部分）



（巻末 田井元陳の署名）

写真12 懐日記(婦登古路日記) 文化4年(1807)

東北大学附属図書館 狩野文庫蔵

「懐日記」は翻刻が出ており⁽¹⁶⁾、また旅の経過等については内山氏の論考に詳しい⁽¹⁷⁾。岩手では平泉で毛越寺や中尊寺を見学し、金ヶ崎で古鏡を見せてもらい、花巻で絵師・八重樫豊沢の訪問を受けたことなどを記している。しかし、肝心の遠野と櫛引八幡のことはというと、実は日付と天候しか書かれていない。遠野で三日、櫛引八幡では十日ほどを費やしているのだが、動向をまったく記していないのである。私的な日記と公務の記録を分けていたのだろう。盛岡に到着した翌日、八月二十六日には寺小路や住吉神社、盛岡八幡宮などを見物し、俳人として知られる平野平角（梅園）に会ったことがわかるが、二十七日、二十八日は天候のみで、やはり具体的な動向は記されていない。この両日の間に盛岡藩の役人や八戸弥六郎の家臣らと遠野や櫛引八幡へ行く打ち合わせなどをしたのではないだろうか。

いずれ、田井仲、大野文泉が遠野と櫛引八幡を訪れたことは確認できるのだが、彼らが遠野や櫛引八幡で写して持ち帰った鎧の絵図等は伝わっていない。来訪の事実を示す資料が複数現存するだけでも、よしとせねばなるまいか。

三 古鎧調査の後日談

(一) 調査対応へのお礼

文化四年（一八〇七）十一月、田井仲と大野文泉は東北一巡の旅を終え、翌十二月十九日付で白河藩江戸屋敷から盛岡藩江戸屋敷に、田井仲が世話になった人々にお礼の金品を届けてくれるよう依頼があった。その内容は盛岡藩江戸屋敷から盛岡城へ伝えられ、御用人所が手配して各方面へ届けている。贈物と礼金の額が具体的に記されており、大変興味深い。松平定信の古物調査に関連してこのような事例が報告されていることを知らないもので、次頁に全文と写真を紹介しておきたい。

「御用人所雑書」文化五年二月八日条（写真13）によればこうである。松平越中守殿（定信）御家来が去年国元（盛岡藩領）へ罷り越し、八戸弥六郎と八幡普門院（櫛引八幡）にある古鎧を一覧した際、それぞれ世話になったので、別紙のとおり贈ることを旧臘（昨年十二月）先方から御留守居まで言って寄越した由、この度江戸屋敷から連絡があった。左の通り、として贈物の一覧と松平家臣からの添え書き

が続く。『集古十種』の内、「甲冑の部」一箱を八戸弥六郎殿へ、金二百疋ずつを御家来の新田伝四郎殿ほかへ、金百疋ずつを普門院家来・小笠原浦汰殿ほかへ、『集古十種』の内、「小倉色紙摺本」一冊を遠野・妙泉寺へ、同本一冊と白羽重一疋を普門院へ、金三百疋を松田代野松へ、金千疋を坂本坊・本覚坊・吉水坊・藤本坊・竹内坊・桜林坊（櫛引八幡衆徒六坊）へ、金五百疋を六日町検断・齋藤小右衛門へ、金二百疋を八幡村いせや七郎兵衛へ、金百疋を用達一人へ。これは、越中守家来・田井仲と申す者が先頃御国元にある古鎧を拝見の節、段々お世話に預かったため、書面の通り贈るもので、お世話をかけますがそれぞれのものとへお届けくださるようお願いいたします。というような内容である。

これを受けて御用人所では、それぞれへ届ける手配をし、二月二十四日から各方面に渡していることがその後の書き入れから分かる。金二百疋を贈られた八戸弥六郎の家来・新田伝四郎は、『三翁昔語』の編著者として知られる新田政父⁽¹⁸⁾で、命を受けて田井仲・大野文泉と応対し、白河侯（定信）から金を賜ったと「新田家系」（新田家の系図）にあるという⁽¹⁹⁾。同じく金二百疋を贈られた三戸御給人・川村文左衛門は、田井仲らを三戸から櫛引八幡まで案内したことが「懐日記」に記されている。また、江戸屋敷からは頃合いを見計らって白河藩江戸屋敷に札状を出すと伝えてきたが、御用人所では弥六郎ほか受け取った本人からの請書を差し出すよう指示しており、「重代鎧之事」には二月九日付の八戸弥六郎の請書が控えられている。

それにしても、盛岡藩領内で調査時に世話になった人々への礼金だけでも合計すると金四千九百疋である。金十二両一分と同じ。八戸弥六郎に贈られた『集古十種』の「甲冑の部」一箱は十二冊。四か月に及ぶ東北一巡の調査旅行に要した経費は果たしていかほどであったろうか。数百万円かそれ以上か。金には換えられないといえ、失われゆく運命の「ふるきもの」を記録しようとする松平定信の尽力は計り知れない。これに先立つ『集古十種』や『古画類聚』の編纂、その後も続く調査には莫大な経費を要したであろうことが想像される。

(二) 「篤焉家訓」の記述

今回の古鎧調査に関わる盛岡藩側の資料をもう一つ紹介しておきたい。市原篤焉

盛岡藩「御用人所雑書」文化五年二月八日（二八〇八）

（もりおか歴史文化館蔵）

一、松平越中守殿よりあなた御家来

去年御国元え罷越、八戸弥六郎

并八幡普門院に有之候古鑑

一覽之砌、夫々世話向有之候付、

右為御挨拶、別紙之通御贈

被成候段、旧臘あなた衆より御留

守居迄申来候由、此度江戸表より

申来、左之通

蔵板集古十種之内

一、甲冑之部 一箱

是より馬場良左衛門迄、二月廿四日
弥六郎方え申達候上、御用之間
御物書頭七戸庄藏え相渡

八戸弥六郎殿

一、金二百疋宛 新田伝四郎殿

小向源藏殿

三戸御給人

川村文左衛門、大西周助、前三戸御代官
篠田壮右衛門え右同断相渡

新田古山次殿

西村吉左衛門殿

普門院家来

小笠原周右衛門、奥山五平太え
被下分、御町奉行え静馬方
五月十四日相渡之、

馬場良左衛門殿

川村文左衛門殿

從沼宮内左門え相渡之

奥山五平太殿

小笠原浦太殿

是より二月廿四日、遠野御町奉行
え夫々え届候様相渡候、

一、同百疋宛

小笠原茂藤殿

彼此六人分は文面不相定て、
其筋聞合之上、三月八日、沼宮内
左門え静馬方相渡也

奥山新五殿

浅山弥善次殿

鶴喰牧太殿

前沢権助殿

蔵板集古十種之内

一、小倉色紙摺本

一冊
遠野 妙泉寺

一、同 一冊

白羽重一疋

一、金三百疋

一、金千疋を

吉水坊

竹内坊

一、金五百疋

一、同二百疋

一、金百疋

用達一人

右は越中守家来田井

仲と申者、先頃御国元に御座候

古鑑拝見之節、段々預御世

話に付、書面之通被相贈に候、

乍御せわ夫々御達可被下

奉頼候、已上

十二月十九日

八木庄左衛門

吉田一学様

右之通、江戸表より差下候間、夫々え届遣之、

右に付、於江戸表、日積を以御挨拶奉札を以差遣候由

申来候得とも、弥六郎方より御家老迄、御請書差出、

其外、遠野妙泉寺、普門院とも御請書為差登候様

寺社奉行え申達置之

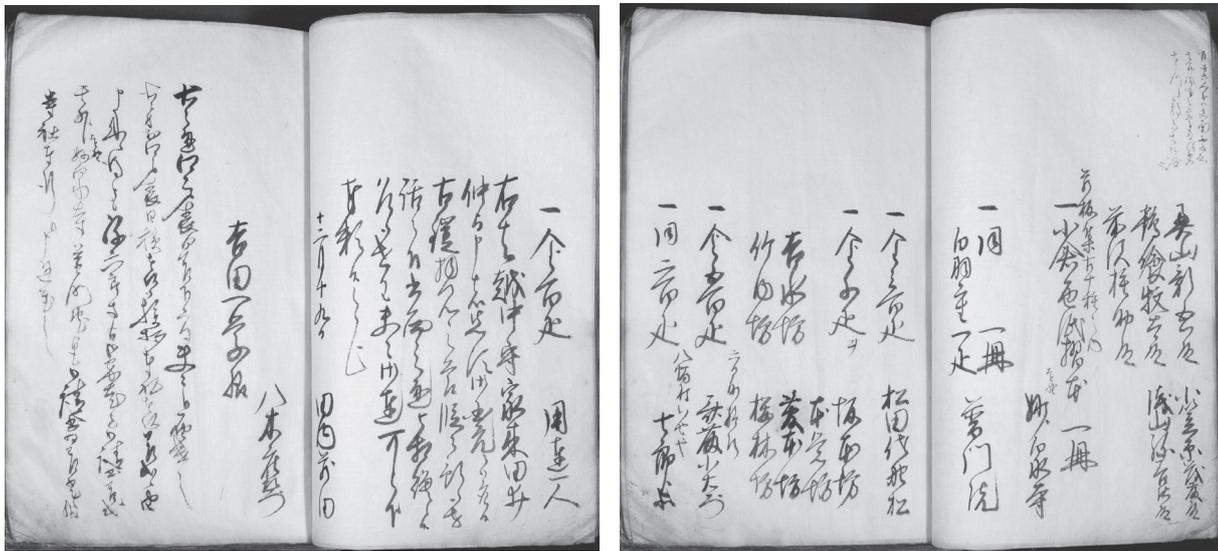
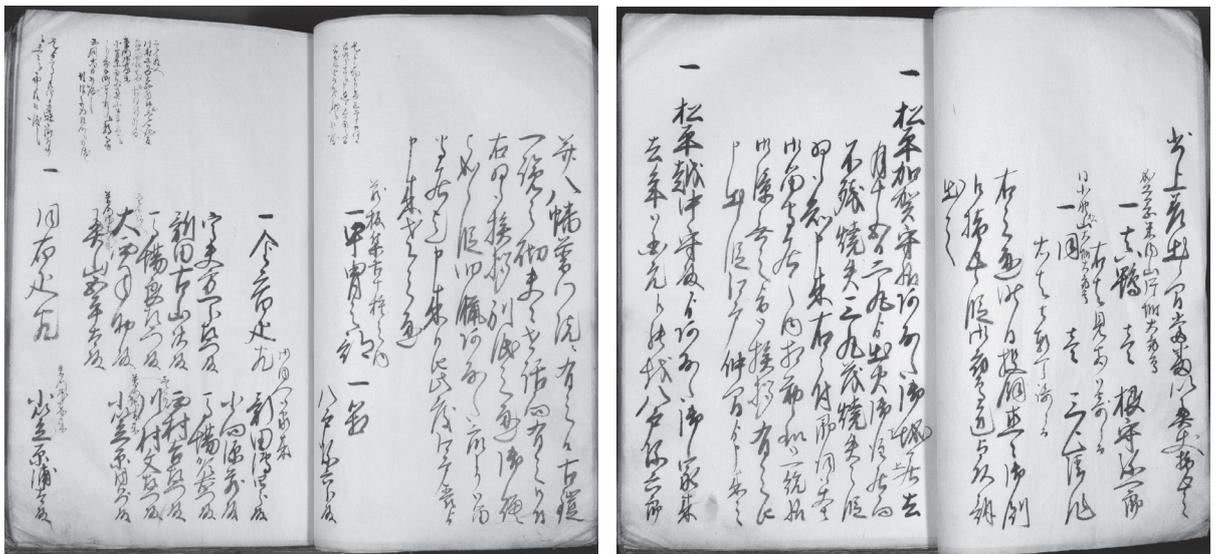


写真13 盛岡藩「御用人所雑書」文化5年(1808)2月8日条
もりおか歴史文化館蔵

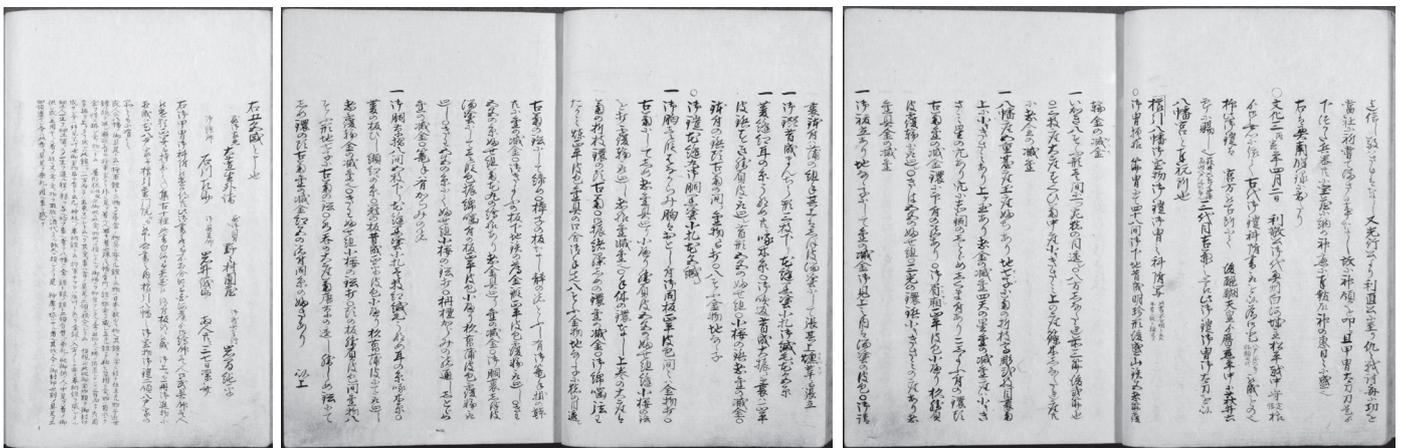


写真14 市原篤著「篤焉家訓」十一之天巻 文政12年(1829)序
櫛引八幡宮之事(部分)
もりおか歴史文化館蔵

編著「篤焉家訓」(写真14)である。盛岡藩の諸記録から編纂した全二十七巻の故事録で、十一之天巻(一八二九年序)の「神社仏閣之起源」櫛引八幡宮の項に関連する記述がある¹⁹⁾。もりおか歴史文化館所蔵本によって該当箇所を見てみたい。

「篤焉家訓」十一之天 神社仏閣之起源 (もりおか歴史文化館蔵)

(一、櫛引八幡宮之事)

○文化三^{丙寅}年四月二日 利敬公御代、奥州白河城主松平越中守^{定信}様より御無

心に依て、古代御鎧科附書取を以て御登^{八戸弥六郎被成}成もの也、抑、此御鎧は

宮方被召所にて 後醍醐天皇より暦応年中に萩井六郎に賜し也^{萩井六郎子孫、當時八戸弥六郎也}

三代目吉兼之節、此御鎧・御冑・御太刀を以て八幡宮と奉祝所也

「櫛引八幡御宝物御鎧御冑之科附写 此書不分明と云とも 本書に従て撰写す

○御冑模様 筋冑にて四十八間、御下地昔成、明珍形、後盛山、鉄色、物筋覆輪金の減金

一、いかき八そふ形、老間に一つ宛猪の目透し ○八方しなたれ、前三筋、後二筋也 ○三枚座、大座すくひ菊、中座小さきさみ、上の座篠木、しなたれ座共に惣金の減金

(中略)

○御鎧^(本カ)花縫丸御胴黒塗小札花色緘し

一、御胸壹段はなからみ、胸はおとし付、御同板正平皮包、間々は金物打 ○古菊にしてしめ、惣金具廻り小へり勝負皮、五色のふせ組縫、小桜の鉾を打、覆輪取廻し、惣様金減金也 ○手休の鑲なし、上巻の大座は菊の折枝、鑲の頭古菊

(中略)

一、御胴草摺八間五枚下がり、花縫黒塗小札壹枚紅威毛、うな目耳の糸啄木糸

○菱の板ひし縹紅の糸 ○冠の板昔成、正平皮包、小へり杉藁蒲皮にて取廻し、物覆輪金の減金也 ○きわふせ組、小桜の鉾打 ○頭の板勝負皮包、間金物八そふ形、地七子に古菊の鉾 ○水呑の大座、菊唐草の透し、勝しめ鉾にて

しめ、鑲の頭古菊、金の減金、紅色の緒付、同糸のふさあり 以上
右五色威と申也

懸御家老大菅生外衛 懸御目付野々村圓蔵 御武具奉行岩間純平
御絵師 石川左助^マ 御具足師岩井儀助^マ 兩人共に三七日潔斎

右御甲冑御科附被遣候得共、此御書取にて不相分由にて、白河侯より御絵師壹人、御武具師壹人被遣、猶正写にて持参之 ○集古十種、この書、白河にて著述仰せ付けられ板行になされ、御上みへも一冊御進物に相成り候、尤も八戸家并に櫛引普門院へも下され、右書の内に櫛引八幡の御宝物御鎧二領八戸家の品ともに有之

(後略)

これまで見て来た資料と考え合わせると、八戸弥六郎家から提出された書上げと盛岡藩お抱え職人による実地調査をもとに御用人所で整えたものが原本であろうと推察される。文化三年四月二日は、「重代鎧之事」によれば、八戸家で盛岡の屋敷に鎧を飾り、当主の弥六郎らが一覽して絵図の作成を始めた日である。「櫛引八幡御宝物御鎧御冑之科附写」については、不分明だが本書に従って撰写すると注記されており、事実、文字が不明瞭であったか篤焉が誤読したのだろうと思われる点がある。また大袖の説明も不足している。鎧の由緒も腑に落ちない点があるが、そもそも、ここに写し取られた鎧は櫛引八幡宮のいずれの鎧に該当するのだろうか。

実は、「篤焉家訓」に収められた「櫛引八幡御宝物御鎧御冑之科附写」は、遠野南部家文書の中の「式法鎧計附」と題された一文とはほぼ同じ内容である²⁰⁾。本鎧^{おしと}の威糸は花色。花色は縹色の^{よだ}ことで、薄い藍色。櫛引八幡宮の胴丸には該当しない。つまりこの鎧は八戸弥六郎家すなわち遠野南部家旧蔵の「黒札花色威胴丸之鎧」であり、ここでもまた八戸家の鎧が櫛引八幡宮の鎧とされてしまっているのである。

遠野南部家文書の「式法鎧計附」は「同糸のふさあり 以上」で終わっているのだが、「篤焉家訓」の「櫛引八幡御宝物御鎧御冑之科附写」は「右五色威と申也」とつながり、櫛引八幡宮での模写作業の担当者と思しき名前が連なっている。最後の方に御絵師・石川左助^マと御具足師・岩井儀助^マが三七日潔斎とある。「五色威」は

五色の袷取りが特徴の「白糸威袷取鎧」の説明なのではないだろうか。本来はこの前に櫛引八幡宮の「白糸威袷取鎧」の科附(計附)があったのかもしれない。遠野南部家文書には、「黒札花色威胴丸之鎧」の「鎧由緒」一冊のほかに、「白糸威袷取鎧」の由緒を記した「奉納御具足由緒」一冊がある^(註)。八戸家(遠野南部家)の先祖が後村上天皇から拝領したと伝わる「黒札花色威胴丸之鎧」と「白糸威袷取鎧」の由緒が共に八戸家から提出され、八戸家の鎧と櫛引八幡宮の鎧の書上げを一連のものとしてまとめたことにより、何らかの混乱が生じたのではないだろうか。

さて、この甲冑科附を送ったけれども、この書き取りでは分からないとのこと、白河侯すなわち松平定信のもとから御絵師一人、御武器師一人が派遣され、正写して持ち帰ったとある。大野文泉と田井仲である。(田井は武器師ではないが。)

続いて、『集古十種』の説明がある。本件が『集古十種』に関連する調査との認識であったようで、「右書の内には櫛引八幡の御宝物御鎧二領、八戸家の品ともにこれあり」と書いている。しかし、『集古十種』出版後に調査された櫛引八幡宮と八戸家の鎧は掲載されていない。『集古十種』の内から幾冊かが八戸家と普門院へ贈られたのは「御用人所雑書」で見たとおりである。

むすびにかえて

本稿では、盛岡藩領内にある古鎧の写が欲しいという松平定信からの依頼、盛岡藩での絵図作成、定信家臣の実地調査、調査後のお礼までを関連資料から紹介した。依頼内容は、白河藩江戸留守居→盛岡藩江戸留守居→盛岡藩御用人所↓所有者及び関係者の順で伝えられ、この逆の順番で報告されたものと考えられる。御用人所では藩主や家老、江戸留守居らに伺った上で事を進める。現在の役所と変わりない。言わば外交であるから、心配りも必要。いろいろなことが垣間見える一件である。

ところで、松平定信はなぜ盛岡藩領内の古鎧に目を付けたのだろうか。無論、「ふるきもの」にアンテナを張っていた定信だから、その噂はかねて耳に入っていたのかもしれないが、定信が老中主座であった時、天明八年(一七八八)に幕府巡見使が櫛引八幡宮の宝物を一覧したことが決定的な要因となったように思われる。巡見

使に随行した古川古松軒が『東遊雜記』(一七八九年)の中で櫛引八幡宮の宝物は江戸より北で随一と賞賛していることは有名であるし、定信は古松軒から直に話を聞き、『東遊雜記』も入手している。その素晴らしさを話して聞かせる者はほかにもあつただろう。櫛引八幡宮の宝物調査は定信の長年の念願だったのでないだろうか。定信は「ふるきもの」が失われることを危惧し、記録保存に力を注いだ。今となってはその全容も明らかでないが、定信らが記録した後に資料が失われた例は少ないという。平成二十三年三月十一日の東日本大震災津波では多くの文化財が失われた。今、定信が志した記録保存の重要性が再認識されている。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、資料調査ならびに写真掲載にご協力をいただきました関係各位、ご助言いただきました方々に厚く御礼申し上げます。

協力者(五十音順・敬称略)

小原茂、杉本竜、時田里志、南部光徹、藤田俊雄、櫛引八幡宮、桑名市博物館、東北大学附属図書館、八戸市史編纂室、財団法人林原美術館、八戸市立図書館、盛岡市教育委員会、盛岡市中央公民館、もりおか歴史文化館

註

- 1 「二つの南部 三戸南部氏と八戸南部氏」、『青森県史 資料編 中世1 南部氏関係資料』(青森県、二〇〇四年)二頁、口絵解説。同書第1部三〇四号「櫛引八幡宮宝物・棟札書上」(南部光徹氏所蔵 遠野南部家文書)に「緋威ノ御具足金ノ菊ノ折枝、長三寸五分位、甲クサスリ等押付ケ結付ル、是ハ大守様より御収候由にて、御祭礼ノ節三戸御神事衆御馬場へ持参」とある部分を参考図版として添え、「三戸南部家奉納と伝える」と解説している。
- 2 小林めぐみ「『集古十種』の編纂―その目的と情報収集」(『あるく・うつす・あつめる 松平定信の古文化財調査 集古十種』展図録、福島県立博物館、二〇〇〇年)
- 3 藤田俊雄「『新田家系』と新田政父(三之助政箇)の治績について」(『八戸市博物館 研究紀要』第八号、八戸市博物館、一九九三年)
- 4 「南部光徹氏所蔵遠野南部家文書」、『青森県史 資料編 中世1 南部氏関係資料』(青

- 森県、二〇〇四年）第Ⅰ部、一五九一―一六七頁。三三二号「遠野八戸家蔵黒札花色威胴丸鑑・旗指物等絵図」、三三二二号「遠野八戸家蔵黒札花色威胴丸鑑仕様書上」、三三二三号「遠野八戸家蔵黒札花色威胴丸鑑由緒書」、三三二四号「式法鑑計付」、三三二五号「櫛引八幡宮奉納具足由緒書」、三三二六号「鑑由緒書」。(史料一)は三三二二号の奥書とされるが誤りであろう。
- 5 (史料一)が示す控が前註4の関係資料の内のいずれに該当するものか確定できないが、「覚書一通」が三二六号「鑑由緒書」、「鑑測附一通」が三二四号「式法鑑計付」と推測している。「絵図五枚」は前註4に掲載されていないが、写真9であろう。
- 6 「南部光徹氏所蔵「遠野南部家文書」重要文化財指定外資料暫定目録」資料番号一七二八〔「南部光徹氏所蔵「遠野南部家文書」の調査・研究 平成19年度～平成21年度科学研究費補助金 基盤研究(B)19320101 研究成果報告書」、二〇一〇年〕
- 7 前註3 藤田論文
- 前註4 三二二号「遠野八戸家蔵黒札花色威胴丸鑑・旗指物等絵図」
- 8 前註4 三二二二号「遠野八戸家蔵黒札花色威胴丸鑑仕様書上」
- 9 盛岡藩家老席日誌「雑書」(もりおか歴史文化館蔵)文化元年三月十日条による。
- 10 小原茂「八戸藩の絵師と絵画」、「青森県史 文化財編 美術工芸」(青森県、二〇一〇年)第三章第二節、一二七頁。当該資料が「二代林泉筆と見られる」としている。
- 11 村田孝介「諸職人被召出御賞書上 文政十一年五月」(「岩手の古文書」十二号、岩手古文書学会、一九九八年)
- 12 川延安直「御絵師巨野泉祐 勤功書」について(「福島県立博物館紀要」第十号、福島県立博物館、一九九六年)
- 13 内山淳一「失われたみちのく図巻 ―谷元旦・大野文泉の東北地方写生図をめぐる―」(「仙台市博物館調査研究報告書」第二十九号、仙台市博物館、二〇〇九年)
- 〔和田綱紀編「楽翁公と教育」(九華堂、一九〇八年)所収の田内親輔「楽翁公著書目録」によると、集古十種解説の付記は次のとおり。〕
- 茲辨云上木の後信州御嶽に古甲あるをもて近侍小河内殿春を遣はされ寫させ後また田井元陳巨野泉祐を遣はされ奥羽のはて三むまやまで探索甲冑始め寫しとらせ給ひ後篇上木の御企にて淨寫せしもあり(後略)
- 14 前註12 川延論文で文泉の画業に関する参考資料として紹介されている。
- 〔大野文泉筆「河本立軒像」(「國華」第六二編第九冊、通巻七三八号、國華社、一九五三年九月)からの引用による。該当部分は次のとおり。〕
- 奥羽の地の馬屋辺迄古甲冑摸写被仰付。御時侍臣田井陳（たのべ）に差添行しめ給ふ。奥羽真景山水の御巻軸あまた調進を命じ画き奉る。
- 15 伊藤信夫編『桑名人物事典』(三重県郷土資料叢書 第四七集、三重県郷土資料刊行会、一九七一年)一二二頁。
- 16 「婦登古路日記(懐日記) 谷文晁」(『日本庶民生活史料集成 第二十巻 探検・紀行・地誌(補遺)』、三一書房、一九七二年)
- 17 前註13 内山論文
- 18 前註3 藤田論文
- 〔「遠野市立博物館所蔵赤沢文書」、『青森県史 資料編 中世1 南部氏関係資料』(青森県、二〇〇四年)第Ⅰ部、三四九頁、五一〇号「八戸氏新田家系」によれば該当部分は次のとおり。〕
- 文化四年九月松平越中守定信朝臣（白河侯徳）欲見八戸家宝之鑑、使其臣田井仲・大野文泉來也、政父受命与其誼也、使者摸写鑑而帰矣、白河侯探世之古珍以著書編、将及後世故有此拳也、文化五年二月白河侯賜金於政父
- 19 工藤利悦氏により解説文が公開されている。
- 工藤利悦「篤焉家訓を読む92 櫛引八幡宮御宝物御鑑御冑の科附写」(近世こもんじょ館 ざろく解説館 古文書を旅する② <http://komonjokan.net/cgi-bin/komon/index.cgi?cat=kiyokaku>)
- 20 前註4 三二四号「式法鑑計付」
- 21 前註4 三三三三号「遠野八戸家蔵黒札花色威胴丸鑑由緒書」、三三二五号「櫛引八幡宮奉納具足由緒書」
- (さいつりか／岩手県立博物館 〒〇二〇一〇一〇二 盛岡市上田字松屋敷三四)

要旨

松平定信からの依頼を受けて、文化三年(一八〇六)、盛岡藩では領内の遠野南部家と櫛引八幡宮で所蔵する古鑑の写し絵図を作成して差し上げた。翌年、定信は白河藩士・田井仲(元陳)と絵師・大野文泉を東北に派遣し、盛岡藩領内にある古鑑を実地に調査させた。後日、松平家からはこの調査で世話になった人々にお礼が届いた。以上の経過を関係資料から紹介する。

キーワード 松平定信、田井元陳、大野文泉、遠野南部家、櫛引八幡宮